

令和2年度青森県認知症介護基礎研修 開催要項

1 目的

認知症ケアの現場では、初任者の人や介護関係の資格を取得する前のスタッフが、認知症に関する基礎的な知識を学習する機会が少ないまま実際のケアにあたらなければならない現状があります。しかし、認知症の人をケアしていくうえで、認知症に関する基礎的な知識を有していないと、実際のケアの場面でとまどうことが多くなります。本研修は、ケア現場で役立つ認知症に関する最低限の知識・技術と、それを実践する際の考え方を身につけることを目的とします。

2 実施主体

青森県

ただし、一部を公益社団法人青森県老人福祉協会に委託する。

3 研修実施委託機関

公益社団法人青森県老人福祉協会

住所 / 〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号

電話 / 017-731-3755

4 研修対象者

青森県内の介護保険施設・事業所等に従事する実務経験2年未満の介護職員等

5 研修日程等

研修会場	日程	時間	研修場所
第1回 青森会場	令和2年6月11日(木)	9:30~17:00	県民福祉プラザ 4階 大中研修室
第2回 藤崎会場	令和2年6月24日(水)	9:30~17:00	藤崎町文化センター 3階 多目的ホール
第3回 八戸会場	令和2年7月2日(木)	9:30~17:00	八戸市総合福祉会館 2階 多目的ホール

6 研修人員

210名(各回70名)

※新型コロナウイルス感染防止対策として定員を縮小するほか、受講会場の変更をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7 研修内容

別添「令和2年度青森県認知症介護基礎研修カリキュラム」による。

8 使用テキスト

「認知症介護基礎研修標準テキスト(株式会社ワールドプランニング)」
受講決定者は、テキストを事前に購入し、当日持参すること。

9 研修に要する経費

(1) 受講手数料は無料とする。

(2) 教材費（テキスト代 1,000 円＋税）等にかかる実費相当分については、受講者負担とする。

10 受講の申込み・受講決定

別添様式「受講申込書」に必要事項を記入し、公益社団法人青森県老人福祉協会あてに持参又は郵送で提出すること。（FAX不可）

受講の決定は、公益社団法人青森県老人福祉協会が受講希望者の所属長あてに通知する。

なお、申込者が定員を超えた場合は、公益社団法人青森県老人福祉協会において選考する。

11 受講申込み期限

各会場とも 令和2年5月15日（金）必着

12 選考の方法

1 事業所1名とする。

同一事業所より複数名の申込みがあった場合は、優先順位1位の者。

青森県介護サービス事業所認証評価制度における認証事業所の職員を優先する。

13 その他

①本研修の全過程を修了した方には、青森県知事より修了証書を交付します。

②研修当日の遅刻・早退・欠席をはじめ、不適切な受講態度であると認められた場合、修了証書が発行されない場合もあります。

③服装については自由ですが、華美な服装は避け、研修にふさわしい服装・身だしなみでご参加下さい。

14 個人情報

申込書に記載された事項につきましては、個人情報保護等の規程に基づき、適正な管理を行い、本研修実施に関する業務以外に使用しません。

15 開催要項及び様式

本開催要項及び受講申込書は、公益社団法人青森県老人福祉協会ホームページに掲載していますのでご活用ください。

16 受講申込書等の送付・お問合せ先

〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号 電話 017-731-3755
公益社団法人青森県老人福祉協会 担当／三上・福澤

(別紙)

令和 2 年度青森県認知症介護基礎研修 カリキュラム

時 間	教科名	内 容
9 : 30 ~ 12 : 50	(1) 認知症の人の 理解と対応の基本 (講義)	<ul style="list-style-type: none">・ 認知症の人を取り巻く現状・ 認知症の人を理解するために必要な基礎的知識・ 具体的なケアを提供する時の判断基準となる考え方・ 認知症ケアの基礎的技術に関する知識
13 : 40 ~ 17 : 00	(2) 認知症ケアの 実践上の留意点 (演習)	<ul style="list-style-type: none">・ 認知症の人との基本的なコミュニケーションの方法・ 不適切なケアの理解と回避方法・ 病態・症状等を理解したケアの選択・ 行動・心理症状 (B P S D) を理解したケアの選択と工夫・ 自事業所の状況や自身のこれまでのケアの振り返り
17 : 00	修了証書交付・閉会	

※適宜休憩を入れます。昼食休憩は 12 時 50 分から 13 時 40 分です。